

第二種特定鳥獣管理計画ーイノシシーの概要

目的

積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させることで個体数を適正に維持するとともに、獣害に強い地域づくりを推進し防除等の取り組み効果を高め農作物被害を減少させることにより、人とイノシシとの共存を図る。

計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

対象区域

京都府全域

管理の目標

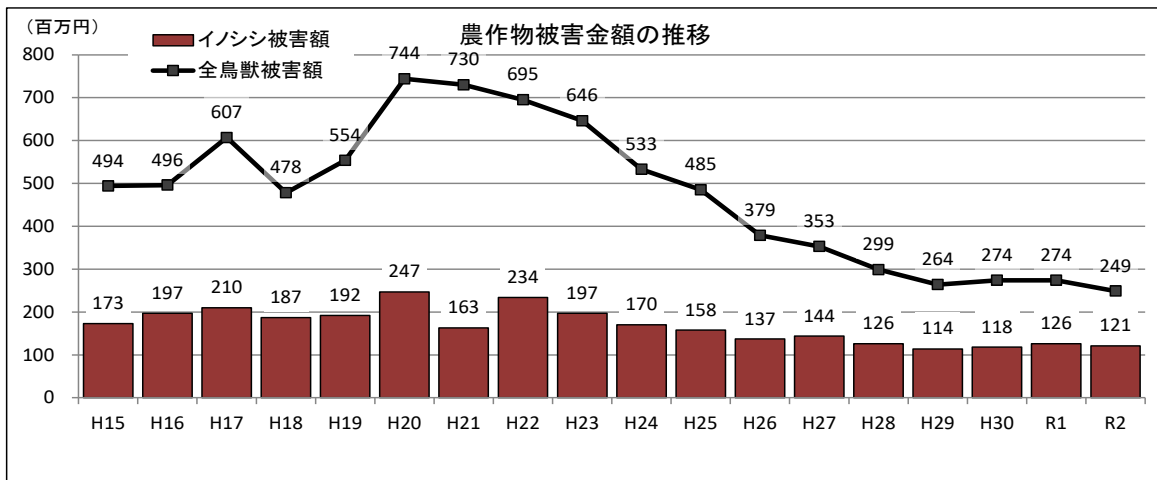
(1) 農作物被害額の半減

令和2年度被害額(1億2千万円)を令和8年度までに半減

(2) 個体数の半減

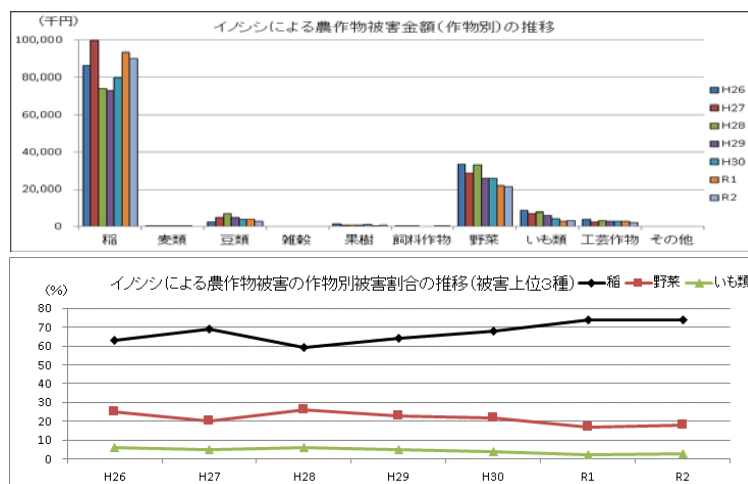
令和2年度生息頭数(51,000頭)を令和8年度までに半減

農作物被害の状況



【被害の推移】

農作物被害金額は減少傾向であるが、全体被害におけるイノシシ被害の割合は増加
令和2年度の被害金額は約1億2千万円



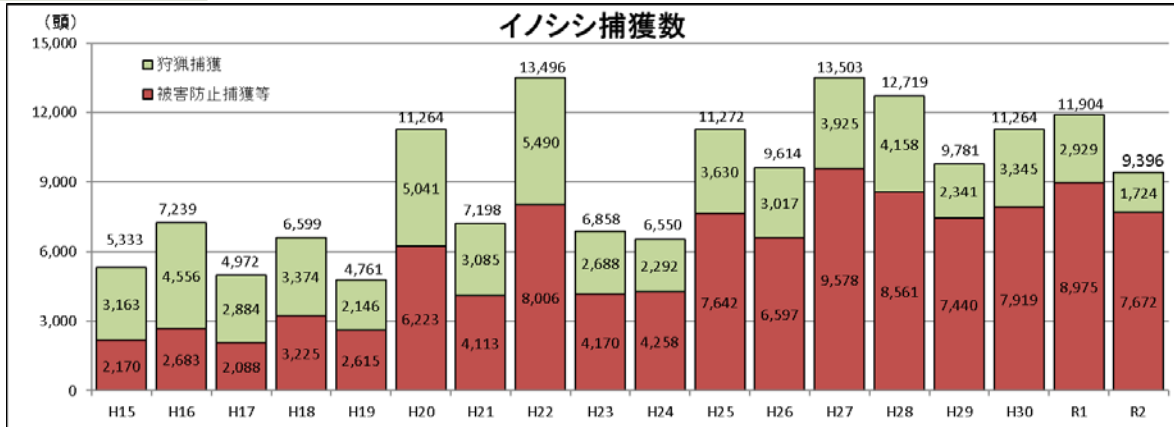
【農作物被害の特徴】

稲、野菜類、いも類が主な被害対象となっている。

令和2年度は稲・豆類、野菜類の被害が減少したが、被害の7割以上を稲が占める。

⇒水稲被害対策が重要

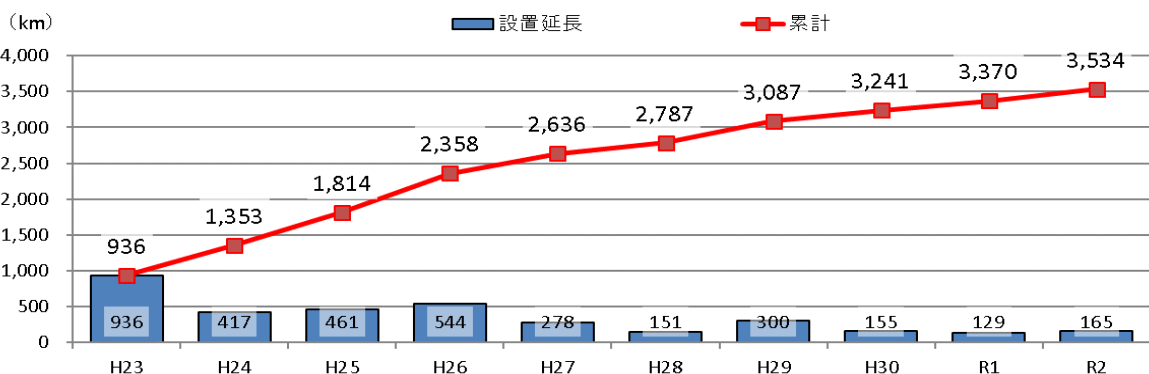
これまでの対策



【捕獲数の推移】

有害捕獲に対する支援等をしているが、捕獲数は近年横ばい

(年度によって捕獲数が増減するのは、前年の堅果類の豊作により個体数が増減するためと推察される。)



【防護柵設置の推移】

金網柵・電気柵等の防護柵設置を支援

特に、平成23年度から国庫を活用した防護柵を「恒久型防護柵」として整備

個体数調整

【狩猟の規制緩和】

⇒狩猟期間を3月15日まで1ヶ月間延長

〔11月15日～3月15日〕(平成23年度から)

⇒くりわなの輪の直径(12cm)制限解除

(※クマが生息していない地域)

【有害捕獲の強化】

⇒経費等への支援、ICT等最新技術を活用した捕獲効率向上支援、広域捕獲の実施

被害防除対策

○農作物被害対策

地域に適した防護柵の設置、ICT等最新技術を活用した維持管理の負担軽減の推進

○技術の普及と人材育成

対策の効果を維持させるため、地域における指導的役割を担う人材育成

生息環境管理

○森林、林縁及び農耕地の管理

特に農地周辺のヤブは、イノシシが隠れやすい場所となるので、刈り払い等により農地に近づきにくい環境を整備